

官報

号外 昭和二十四年五月十五日

○第五回参議院會議錄第二十七号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午前
十時十四分開議

議事日程 第二十六号

昭和二十四年五月十四日
午前十時開議

第一 日本専賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 日本専賣公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十三日議員から左の議案を提出した。

スポーツの振興に関する決議案(小林勝馬君外十九名発議)

未亡人並びに戦歿者遺族の福祉に関する決議案(山下義信君外三十三名発議)

同日小林勝馬君外十九名から左の議案につき委員会審査省略の要求書を受領した。

スポーツの振興に関する決議案

同日山下義信君外三十三名から左の議案につき委員会審査省略の要求書を出した。

未亡人並びに戦歿者遺族の福祉に関する決議案

官報号外 昭和二十四年五月十五日

参議院會議錄第二十七号 議長の報告

同日衆議院から左の議案を提出した。

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

國立世論調査所設置法案

労働組合法案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

食品配給公團法案

船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律案

貸金業等の取締に関する法律案

貸金業等は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

内閣法の一部を改正する法律案

國立世論調査所設置法案

内閣委員会に付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

経済安定委員会に付託

犯罪者予防更生法

犯罪者予防更生法施行法案

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

郵政事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

電氣通信事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

電氣通信事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

電氣通信事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

電氣通信事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

電氣通信事業特別会計法案

大蔵委員会に付託

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

土地改良法案

農林委員会に付託

土地改良法施行法案

運輸委員会に付託

水先法案

労働組合法案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

労働委員会に付託

同日議長は、左の衆議院提出案を閣議院運営委員会に付託した。

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

貸金業等の取締に関する法律案

大蔵委員会に付託

在外公館等借入金整理準備審査法案

外務委員会に付託

食品配給公團法案

農林委員会に付託

船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死体解剖保存法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

する資産及び負債（同会計の負担に属する一時借入金を含む）は、公社の設立の日において、政府から公社に引き継がれるものとする。

2 昭和二十四年五月三十一日現在における専賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第六條第一項に規定する繰替金は、日本専賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第三十七條第一項の政府からの一時借入金とみなす。

（資本金）
第六條 公社の資本金は、昭和二十四年五月三十一日現在における専賣局特別会計の貸借対照表の資産の部に掲げる固定資産、作業資産及び流動資産の額の合計額から同日現在における専賣局特別会計の貸借対照表の負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき益金、減価償却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差し引いた額に相当する金額とする。

（予算執行に関する特例）

第七條 公社は、当分の間、國に委託する建設工事について必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、会計に関する事務を担当する政府職員に当該工事に関する公社の予算の支出に関する事務を委任することができる。

（専賣局特別会計の決算）

第八條 専賣局特別会計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の支出、決算その他会計

に関する事務は、公社の設立後においては、従来の例により公社が行う。

（不動産の登記）

第九條 公社が不動産に関する権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（訴訟及び訴願の受審）

第十條 第三條に規定する事業に關國又は行政廳を當事者又は参加人しとする訴訟であつて公社の設立の日において現に係属しているものは、その時において、公社又はたばこ専賣法（昭和二十四年法律第号）、塩専賣法（昭和二十四年法律第号）若しくはしう脂專賣法（昭和二十四年法律第号）に基いて当該訴訟に係る処分

に相当する処分を行ふべき公社の役員若しくは職員が受け継ぐ。
2 専賣局長官又は地方専賣局長に提起された訴願であつて、公社の設立の日までに裁決されなかつたものは、公社の總裁が裁決する。

（共済組合）
第十一條 アルコールの專賣並びにアルコール專賣法（昭和二十二年法律第三十二号）第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に従事する者で國に使用され國庫から報酬を受けるものは、当分の間、日本専賣公社法第五十一條第二項に規定する公社に設けられる共済組合の組合員とする。

2 前項に規定する公社に設けられる共済組合の組合員に係る國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第六十九條第一項各号及び第九十二條に掲げる費用は、アルコール專賣事業特別会計の負担とし、当該特別会計の管理大臣は、当該費用を公社に設けられる共済組合に拂い込まなければならない。

（非課税）
第十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第一号の次に次の一号を加える。
一ノ二 日本専賣公社自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

2 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ六の前に次の一号を加える。
六ノ五ノ三 日本専賣公社ノ爲ニスル証書、帳簿

3 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第七條第十二号中「政府ノ專賣品」を「政府ノ專賣品タル酒精」に改め、同号の次に次の一号を加える。
十二ノ二 國ノ專賣品ニシテ日本専賣公社ノ輸入ニ係ルモノ但シ酒精ヲ除ク

（専賣局及び印刷局特別会計法の改正）
第十三條 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を次のように改正する。

（題名を次のように改める。
印刷局特別会計法
本則中「各会計」を「この会計」に改める。
第一條中「専賣局及び」及び「各」を削る。
第二條中「専賣局特別会計及び」を削る。
第三條中「夫、」を削る。
第四條中「夫、専賣局及び」を削る。
（日本専賣公社法の改正）
第十四條 日本専賣公社法の一部を次のように改正する。
第五十一條第一項中「（第一項第三号を準用する場合を除く。）を削る。
第五十二條を次のように改める。
第五十二條 削除

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 改正前の専賣局及び印刷局特別会計法は、第十三條の規定にかかわらず、日本専賣公社法第二十九條第一項の規定においてその例による限りにおいて、なおその効力を有する。

（櫻内辰郎君登壇、拍手）
○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専賣公社法の一部を改正する法律案及び日本専賣公社法施行法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず日本専賣公社法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容について申し上げます。從來の日本専賣公社法に

おいては、專賣事業に關係する者のうち無關係者（専賣事業審議會の委員）に限り專賣事業審議會の委員になり得ることになっており、不公平であり、専賣事業に直接關係を有する者（専賣局及び印刷局）に改定すると共に、審議會設置の規定、公社の役員及び職員（職員）の職務制限等の規定を整備せんとするものであります。

次に日本専賣公社法施行法案の提案理由及び内容について申し上げます。日本専賣公社法は第三國會において可決されましたが、公社の設立手続、公社の職員及び財産の引継ぎ、その他、日本専賣公社法の施行に必要な事項は別に法律又は政令で定めることになつておりますので、公社の発足に必要な以上の事項を規定せんとするものであります。

さて両案の審議は去る五月六日より十二日まで慎重に審議をいたし、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁があり、五月十二日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て両法案を原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。（起立者多数）
○議長（松平恒雄君） 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会は明後日午前十時より

開会いたします。議事日程は決定次第、公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 日本専賣公社法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 日本専賣公社法施行法案

出席者は左の通り。

議員

小川 友三君	阿竹齋次郎君
井上なつゑ君	岩本 月洲君
宇都宮 登君	梅原 眞隆君
江熊 哲翁君	加賀 操君
柏木 康治君	鎌田 逸郎君
河井 彌八君	來馬 琢道君
小杉 イ子君	小林米三郎君
佐伯卯四郎君	新谷寅三郎君
鈴木 直人君	伊達源一郎君
田中耕太郎君	中川 以良君
野田 俊作君	堀井 伊介君
藤井 丙午君	堀越 儀郎君
町村 敏貴君	三島 通陽君
宮城タマヨ君	村上 義一君
矢野 西雄君	山崎 恒君
赤木 正雄君	赤澤 與仁君
飯田精太郎君	大山 安君
奥むめお君	岡部 常君
木下 辰雄君	九鬼紋子郎君
楠見 義男君	山田 佐一君
中山 壽彦君	大野木秀次郎君
小林 英三君	田村 文吉君
玉置吉之丞君	寺尾 博君
徳川 宗敬君	藤野 繁雄君

北條 秀一君	總積眞六郎君
田口政五郎君	北村 一男君
加藤常太郎君	川村 松助君
堀 末治君	西川甚五郎君
大島 安吉君	鈴木 安孝君
黒田 英雄君	草葉 隆圓君
石坂 豊一君	小杉 繁安君
今泉 政喜君	松野 淳内君
黒川 武雄君	石川 準吉君
木内キヤウ君	深水 六郎君
平岡 市三君	城 義臣君
仲子 隆君	中川 幸平君
西山 亀七君	佐々木鹿藏君
境野 清雄君	淺井 一郎君
廣瀬與兵衛君	小串 清一君
水久保善作君	平沼彌太郎君
尾形六郎兵衛君	木内 四郎君
鬼丸 義齋君	櫻内 辰郎君
田中 信儀君	谷口彌三郎君
油井賢太郎君	小畑 哲夫君
前之園喜一郎君	竹中 七郎君
安達 良助君	高橋 啓君
小林 勝馬君	田方 進君
松下松治郎君	内村 清次君
梅津 錦一君	大隈 信幸君
門屋 盛一君	平野善治郎君
鈴木 順一君	齋 武雄君
村尾 重雄君	門田 定藏君
塚本 重藏君	奥 圭一郎君
林屋龜次郎君	カニエ邦彦君
和田 博雄君	中平常太郎君
若木 勝藏君	島田 千壽君
板野 勝次君	細川 嘉六君
岩間 正男君	千葉 信君
原口忠次郎君	池田 恒雄君
星野 芳樹君	小泉 秀吉君
千田 正君	藤田 芳雄君
河崎 ナツ君	栗山 良夫君

丹羽 五郎君	島 清君
中村 正雄君	三好 始君
米倉 龍也君	波多野 鼎君
三木 治朗君	木下 源吾君
山下 義信君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁藏君
岡村文四郎君	
國務大臣	
大藏大臣 池田 勇人君	
政府委員	
大藏政務次官 田口政五郎君	

定價 一部 四円五十銭

送料実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課